



県章

山形県公報

平成30年12月11日（火）

第3002号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…1149
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1150
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1151
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…1152
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…同
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（庄内総合支庁建築課）…1153

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

海区漁業調整委員会関係

指 示

- 火光利用による一本釣漁業の制限……………1154

公 告

- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（中央病院）…1156
- 同……………（同）…同

告 示

山形県告示第860号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人アップルハウス 米沢市塩井町塩野3419番地の3	アップルハウス 米沢市塩井町塩野3419番地の3	放課後等デイサービス	10名	平成30.12. 1

山形県告示第861号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人ひびき 長井市屋城町5番15号	POCCOよねざわアップルハウス 米沢市塩井町塩野3419-3	放課後等デイサービス	平成30.11.30

山形県告示第862号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいあい 米沢市大町五丁目5番14号	あいあい訪問介護事業所 米沢市門東町二丁目7番21号-102	居 宅 介 護	平成30.12. 1

山形県告示第863号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称
酒田市
- 調査を行った期間
平成21年4月1日から平成23年3月30日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
- 調査地域
山谷の一部
- 認証年月日
平成30年11月29日

山形県告示第864号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称

- 酒田市
- 2 調査を行った期間
平成21年4月1日から平成23年3月30日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
山谷新田、檜橋及び山楯の各一部
 - 5 認証年月日
平成30年11月29日
-

山形県告示第865号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年3月12日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字漆山の一部
 - 5 認証年月日
平成30年11月29日
-

山形県告示第866号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年3月12日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字漆山及び大字七浦の各一部
 - 5 認証年月日
平成30年11月29日
-

山形県告示第867号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年3月12日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿

- 4 調査地域
大字漆山の一部
- 5 認証年月日
平成30年11月29日

山形県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年12月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 村山大石田線
- 2 供用開始の区間 村山市大字名取字清水北3123番26から
同 3123番83まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月12日

山形県告示第869号

次の開発行為は、完了した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年8月29日 指令村総建第198号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字寒河江字内の袋104-1、104-2、105-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
寒河江市大字島484 黒田 好彦

山形県告示第870号

次の開発行為は、完了した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年8月29日 指令村総建第199号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字寒河江字小和田57-1、57-2、58-1、58-3、58-4、58-5、58-6、58-7、58-8、
58-9、59-1、59-5、59-6、59-7、59-8、59-9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
寒河江市大字島484 黒田 好彦

山形県告示第871号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高島町役場において縦覧に供する。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第345号
- 2 指定の場所 東置賜郡高島町大字相森字村前326番3の一部、326番3地先の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長58.61メートル
- 4 指定年月日 平成30年11月30日

山形県告示第872号

次の開発行為は、完了した。

平成30年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年6月29日 指令庄総建第13号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東田川郡三川町大字青山字沖49番2、50番、51番、52番、53番1、54番1、77番の一部、80番の一部、字荒田63番、64番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東田川郡三川町大字横山字西田85番地
山形県東田川郡三川町土地開発公社 理事長 石川 稔

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月11日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,646人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 216,536人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	69,350人	村山市	7,030人	西村山郡	11,305人
米沢市	22,851人	長井市	7,653人	最上郡	11,407人
鶴岡市	36,182人	天童市	17,266人	東置賜郡	11,008人
酒田市・ 酒飽海郡	33,631人	東根市	13,164人	西置賜郡	8,197人
新庄市	10,086人	尾花沢市・ 北村山郡	6,771人	東田川郡	8,200人
寒河江市	11,511人	南陽市	8,944人		
上山市	8,898人	東村山郡	7,314人		

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

平成30年12月11日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業
- (2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点 ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点 ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点 ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点 ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点 ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点 チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

3 有効期間

この指示の有効期間は、平成31年1月1日から同年12月31日までとする。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により山形県知事及び教育長から平成30年9月18日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年12月11日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
水大気環境課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>県補助金交付要綱の実績報告の規定を実態に則したのものに見直し、市町村の事務処理手順を明確にする。</p> <p>年度当初に年間スケジュールを示し、市町村の実績報告から、県の額の確定まで2か月を超えない期間を両者で確認・共有する。</p> <p>業務総括者までチェックシートを共有するとともに、文書取扱主任者とも情報を共有することにより、チェック体制を強化する。</p>
危機管理課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>処理期限を念頭においた業務スケジュールをたてる。</p> <p>業務執行チェックシートに処理期限を記載するなど、しっかりしたチェック体制をとっていく。</p>
観光立県推進課	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	<p>関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び同施行令）の認識が不足していたことから、この度の指摘事項内容を課内で情報共有し、今後同様の契約事務が生じた場合には、支出伺起案時における起案者による確認と、決裁時の業務管理者・業務総括者、その他査閲者による重複確認を徹底することとした。</p>
インバウンド・国際交流推進課	前年度会計の監査において注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	<p>職員一人一人が旅費事務を迅速、適正に行うよう、職員に対して指導徹底した。</p> <p>業務総括者及び業務管理者が職員に声掛けを行うなど旅費事務を常時チェックすることとした。</p> <p>課長補佐（総括）及び庶務系の旅費担当者が週一回、財務事務システムを活用して旅費事務の進行管理を行うこととした。</p> <p>海外旅費については、金額の確定が事後になり支払いまで時間を要する場合があることから、旅行手配を依頼した旅行会社との連絡調整を密に行い、速やかに金額を確定させることなどにより、支払が過度に遅延することのないよう特に留意することとした。また、特殊事情により支払が遅延する場合は、その理由、経過等を記録し、検証ができるようにすることとした。</p>

水産振興課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助事業者毎に事業の進捗状況を管理できるよう、新たにチェックリストを作成のうえ、担当者及びその上司が日常的に点検、事務の進行管理を実施することとした。 補助金等の交付事務について、その事務が適切に実施されるよう研修を実施した。
文化財・生涯学習課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助金交付事務の執行にあたっては、事務の遅延のないよう補助事業者に対する適切な指導を行うとともに、チェックシートを有効に活用し、複数職員による進捗状況の確認を徹底するよう改善を図った。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年12月11日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
超音波診断装置 一式 数量2
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成30年11月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 32,670,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年10月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年12月11日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
超音波診断装置 一式 数量4
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成30年11月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 32,556,600円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年10月5日

平成30年12月11日印刷
平成30年12月11日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県